

サポーター



Q 医療機器に該当しないか

A 基本的には非該当。※磁気治療器を除く

ただし、適用部分を強く圧迫するような材質等であって、**関節痛等の効能効果を標榜するものは医療機器**

Q 問題となる標ぼうはどのようなものか

A 関節痛の緩和、血行促進、体質改善、むくみの改善等効能効果を標榜するもの
骨盤矯正等身体の構造機能に影響を及ぼす旨を標ぼうするもの